

改訂版

広島市 建築基準法取扱集

令和6年4月

広島市都市整備局指導部建築指導課

【本書の使用に際して】

- 1 本取扱集は、建築基準法における広島市の考え方を示したものです。建築関係業務に携わる方々が建築計画を立案される場合等にご活用ください。
- 2 本取扱集に記載のない事項は、「建築基準法質疑応答集」「建築物の防火避難規定の解説」をご参照ください。
- 3 本取扱集に使用している略語は、それぞれ次のとおりです。

法：建築基準法

令：建築基準法施行令

県条例：広島県建築基準法施行条例

目 次

	ページ
1 立体駐艇庫の取扱い	1
2 集会場の取扱い	1
3 メゾネット住宅の階段の取扱い	1
4 耐火構造の階段の取扱い	1
5 防火設備とみなす塀の取扱い	2
6 防火設備となる防火覆いの取扱い	2
7 屋根に設置する天窗等の取扱い	3
8 畜舎の取扱い	4
9 法第 27 条の対象となる 3 階建の共同住宅の取扱い	4
10 縁側からの採光の取扱い	5
11 L 字形採光の取扱い	5
12 エレベーター機械室の出入口扉の取扱い	6
13 令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号の「開放できる部分」の取扱い	6
14 令第 126 条の規定に基づく手すりの取扱い	7
15 廊下の排煙の取扱い	12
16 排煙口と隣地境界線の有効距離の取扱い	13
17 工場の排煙設備の取扱い	13
18 廊下と階段の関係についての取扱い	14
19 光庭の取扱い	15
20 異種用途区画の取扱い	16
21 法第 52 条及び法第 56 条における前面道路と県条例第 13 条の接道義務の取扱い	17
22 第一種低層住居専用地域内での灯油販売の取扱い	17
23 道路幅員による容積率制限の合理化における接道長の取扱い	17
24 位置指定道路の転回広場における道路斜線制限及び容積率制限の取扱い	18
25 2 段道路の道路斜線制限の取扱い	18
26 道路斜線の取扱い	19
27 道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の道路斜線制限の後退距離の取扱い	25
28 建築物からはね出した看板の取扱い	26

1 立体駐艇庫の取扱い

法第2条第1号
H14.4.1（制定）

屋根がある駐艇庫は建築物です。

屋根がない場合も立体駐車施設と同様に、建築基準法第2条第1号の「高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設」に該当するものとして、高さ8m以下のものを除き建築物とします。この場合、用途は倉庫、階数は1、床面積は収納される層に床があるものとして算定します。

2 集会場の取扱い

法第2条第2号
H14.4.1（制定）

不特定多数の人が使用するもので、当該用途の一室の床面積が200㎡を超えるものを集会場とします。

ただし、固定ステージ又は固定席が設けられているなど、客席部分が明確に区分されている場合は、上記の「一室の床面積」を「客席の床面積」と読み替えることができます。

3 メゾネット住宅の階段の取扱い

法第2条第5号
H14.4.1（制定）R6.4.1（修正）

メゾネット住宅（長屋及び共同住宅を含む）内の階段は、主要構造部です。ただし、スキップフロアー式の階段で、高さを1.5m以下とし、かつ、床版の構造を兼ねていないものは「局部的な小階段」として、主要構造部から除きます。

4 耐火構造の階段の取扱い

法第2条第7号
令第107条
H14.4.1（制定）

耐火構造の階段は次によるものとします。

階 段	要 求
開放性があり、構造的に独立した外部階段	柱、梁、ささら桁、踏板、屋根等が鉄造の場合、耐火構造となります。
開放性はあるが、構造的に独立せず、建築物の構造体の一部である外部階段又は内部階段	建築物本体と構造的に一体となっている柱、梁、屋根は、建築物の構造上主要な部分であり、階段としてではなく、柱、梁、屋根として耐火構造が要求されます。 ささら桁、踏板等は、階段として鉄造で耐火構造となります。

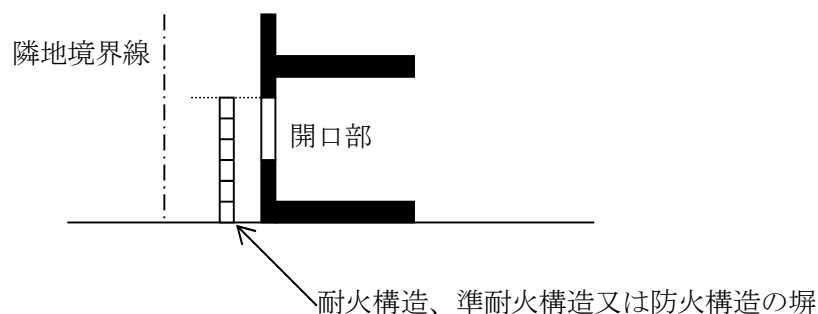
（注） 堅穴区画が要求される階段室内に倉庫等があれば、構造上主要な部分の床、壁等として耐火構造が要求されます。

5 防火設備とみなす塀の取扱い

法第2条第9号の2ロ、法第61条
令第109条第2項

H14.4.1 (制定) R1.12.1 (修正)

延焼のおそれのある部分にある外壁の開口部と隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線との間にあって、当該開口部の上端までを遮る耐火構造、準耐火構造又は防火構造の塀は、防火設備とみなします。



6 防火設備となる防火覆いの取扱い

法第2条第9号の2ロ
令第109条第2項

H14.4.1 (制定) H20.7.1 (修正) R1.12.1 (修正) R3.4.1 (修正)

防火覆いの形状については、「建築設備設計・施工上の運用指針 第2章 換気設備 2-39 延焼のおそれのある部分の外壁面等に設ける防火覆いの取り扱いについて」を参照してください。

また、クーラー用スリーブを延焼のおそれのある部分に設ける場合は、キャップを鉄製とする必要があります。

7 屋根に設置する天窓等の取扱い

法第 22 条第 1 項、第 25 条、第 62 条
 令第 107 条、第 107 条の 2、第 109 条の 3、第 109 条の 9、第 136 条の 2 の 2
 H14. 4. 1 (制定) H20. 7. 1 (修正) R1. 12. 1 (修正) R6. 4. 1 (修正)

建物内部に採光や換気のため、屋根にアクリルドーム等の材料で天窓を設置する場合の取扱いは下記のとおりです。

- 1 法第 22 条第 1 項、第 25 条又は第 62 条に規定する屋根に不燃材料以外の天窓を設ける場合は、ドームの下端に網入りガラスを設置することとします。
- 2 準耐火建築物としなければならない建築物の屋根に不燃材料以外の天窓を設ける場合は、ドームの下端に網入りガラスを設置することとします。ただし、準耐火性能を要求される部分に設ける天窓は、第 3 号に掲げる構造とします。
- 3 耐火建築物としなければならない建築物の屋根に不燃材料以外の天窓を設ける場合は、ドームの下端に鉄材の取付枠で補強された網入りガラスを設置することとします。

天窓を設ける屋根	法で要求する屋根構造	天窓が単材の場合 (イ)	天窓が複層の場合の下部材 (ロ)
法第 22 条、25 条、62 条に規定する屋根	不燃材料	網入りガラス	網入りガラス
準耐火構造の屋根 (令第 107 条の 2)	準耐火性能 (30 分)	網入りガラス 取付枠は鉄材	網入りガラス 取付枠は鉄材
準耐火建築物の屋根 (令第 109 条の 3 第 1 号)	延焼部分	網入りガラス 取付枠は鉄材	網入りガラス 取付枠は鉄材
	上記以外	不燃材料	網入りガラス
準耐火建築物の屋根 (令第 109 条の 3 第 2 号)	不燃材料	網入りガラス	網入りガラス
耐火建築物の屋根 (令第 107 条)	耐火性能 (30 分)	網入りガラス 取付枠は鉄材	網入りガラス 取付枠は鉄材

(参考)

屋上のアクリルドーム等の天窓から転落、死傷する事故が発生しています。

アクリルドーム等の天窓を設置する際には、建築主及び設計者は、何らかの転落防止措置や注意喚起措置を講ずるよう注意してください。

8 畜舎の取扱い

法第 26 条第 1 項第 3 号、法別表第二 (に) 項第 6 号
H14. 4. 1 (制定) H20. 7. 1 (修正) R6. 4. 1 (修正)

畜舎とは、ある程度の期間継続して、動物を飼養又は収容するための施設で、次の各号の 1 に該当するものです。

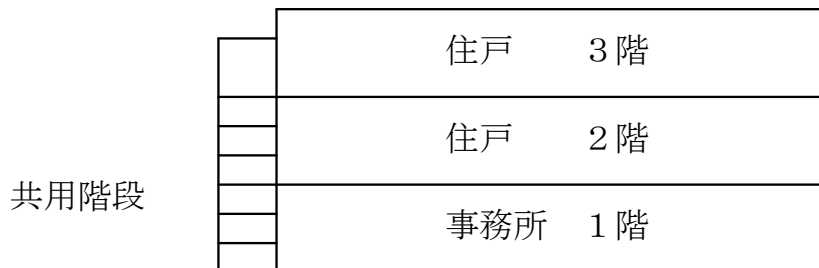
- 1 化製場等に関する法律施行条例 (広島県条例) 第 7 条第 2 項に規定する動物の数以上を、飼養又は収容するもの。
- 2 ペットショップ・動物病院等の部分で動物の収容に供する部分の床面積の合計 (通路部分を除く) が 15 m²を超えるもの。

9 法第 27 条の対象となる 3 階建の共同住宅の取扱い

法第 27 条第 1 項第 1 号、法別表第一 (二) 欄
H14. 4. 1 (制定) H20. 7. 1 (修正) R1. 12. 1 (修正)

共同住宅についての法第 27 条の適用については、「建築物の防火避難規定の解説」(日本建築行
政会議編集) の 9 2) ②による。

たとえば、図のように建築物として 3 階建の共同住宅である場合は、3 階が 1 戸であっても、建築
基準法別表第一 (二) 欄に該当し、耐火建築物等としなければならない。

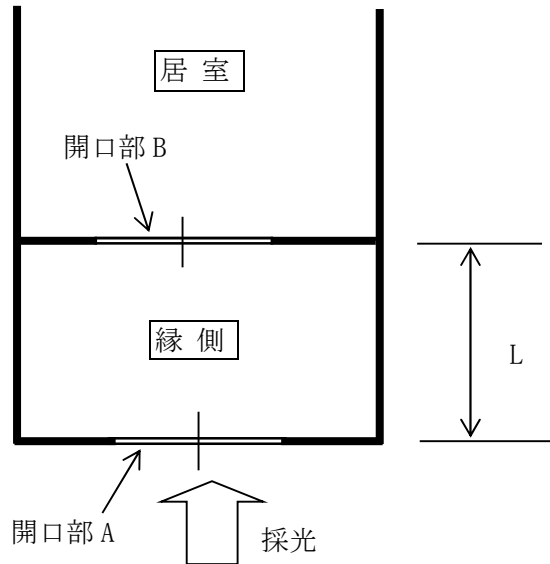


(注) 図のように、3 階及び 2 階がそれぞれ 1 住戸であっても、階段が共用のため共同住宅として扱う。

10 縁側からの採光の取扱い

法第 28 条第 1 項、第 4 項
 令第 20 条第 2 項
 H14.4.1 (制定)

「縁側その他これに類するもの」を介して採光をとる場合は、次の基準によります。

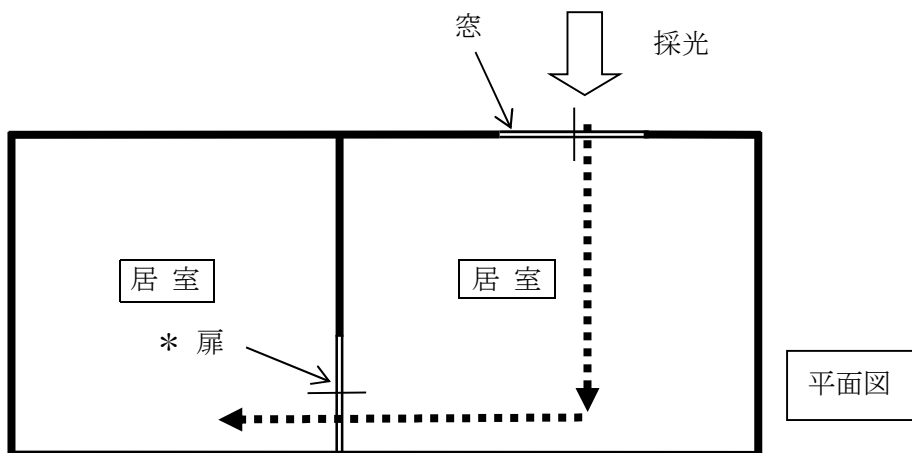


- $L < 90 \text{ cm}$
 開口部 A の採光有効面積 $\times 100\%$
 - $90 \text{ cm} \leq L \leq 2 \text{ m}$
 開口部 A の採光有効面積 $\times 70\%$
 - $2 \text{ m} < L$
 縁側は居室扱い
- (注) 開口部 A、B 共、幅 1.8m 程度以上のはき出し窓とします。

11 L 字形採光の取扱い

法第 28 条第 1 項、第 4 項
 H14.4.1 (制定)

下図の基準で L 字形採光を可能とします。天窗よりの採光も同様です。



* 居室間の扉は、幅 1.8m 程度以上のはき出し戸とします。

12 エレベーター機械室の出入口扉の取扱い

法第 34 条
令第 129 条の 9 第 4 号
H14. 4. 1 (制定)

エレベーター機械室出入口の鋼製戸は、部外者の侵入防止のため、中抜き窓を設けられません。

13 令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号の「開放できる部分」の取扱い

法第 35 条
令第 116 条の 2 第 1 項第 2 号
H14. 4. 1 (制定)

「開放できる部分」とは、床面からの高さが 2.1m以下で開放操作ができ、直接外気に開放できる部分とします。

(参考)

ランマ等のクレセントの位置は、床面からの高さが 2.1m以下に設ける必要があります。

14 令第126条の規定に基づく手すりの取扱い

法第35条
 令第126条
 H14.4.1 (制定)

手すりの高さは、足がかりからの高さとしします。

[足がかりの定義]

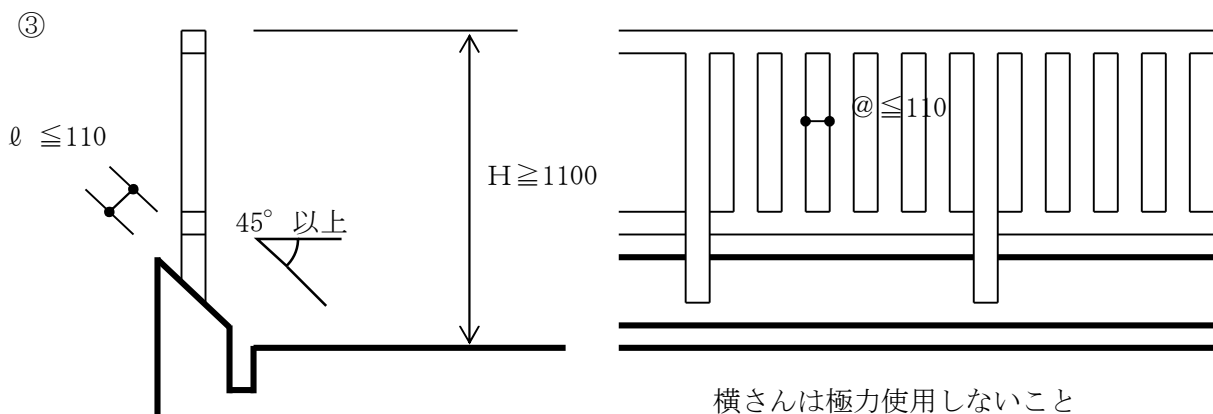
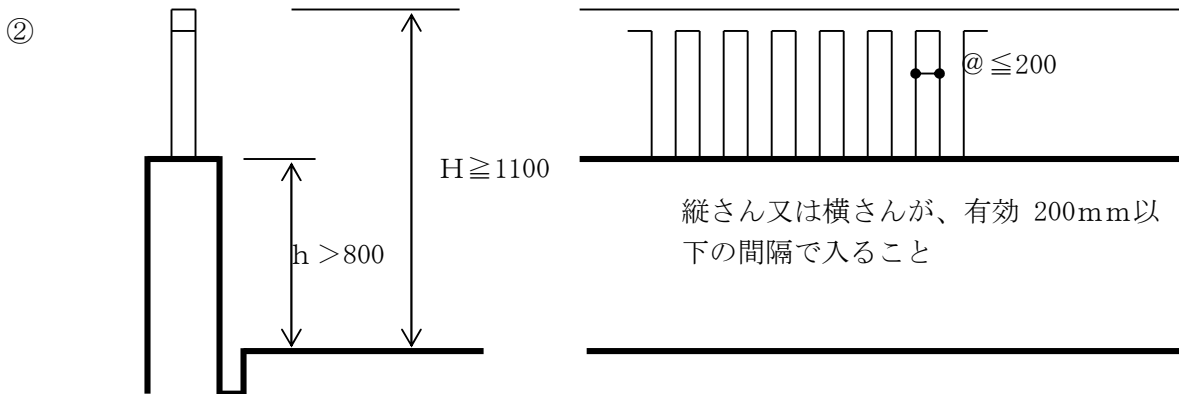
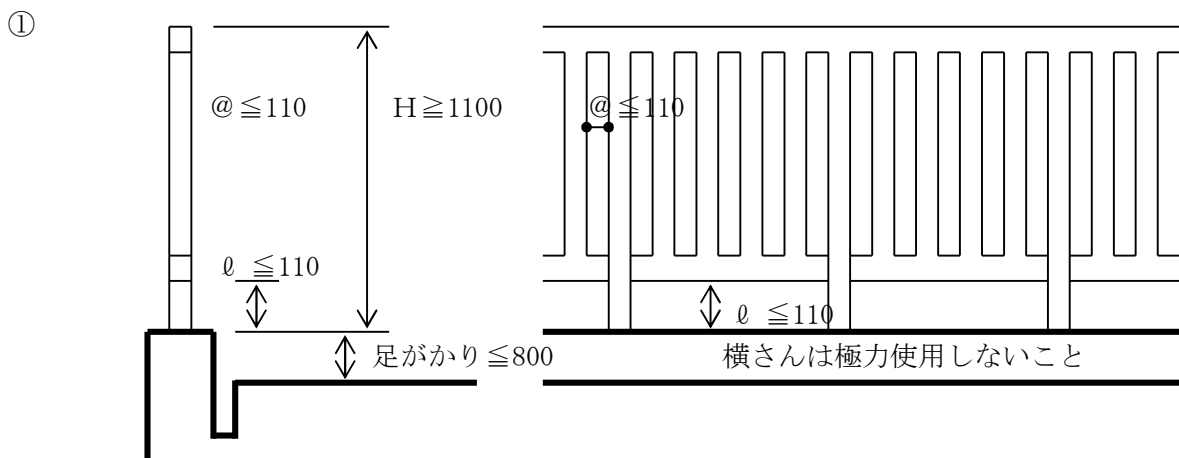
床面からの高さが800mm以下で幼児が足をかけて上がる危険性のある部分で、つかまることなく自立できるものをいいます。

(参考)

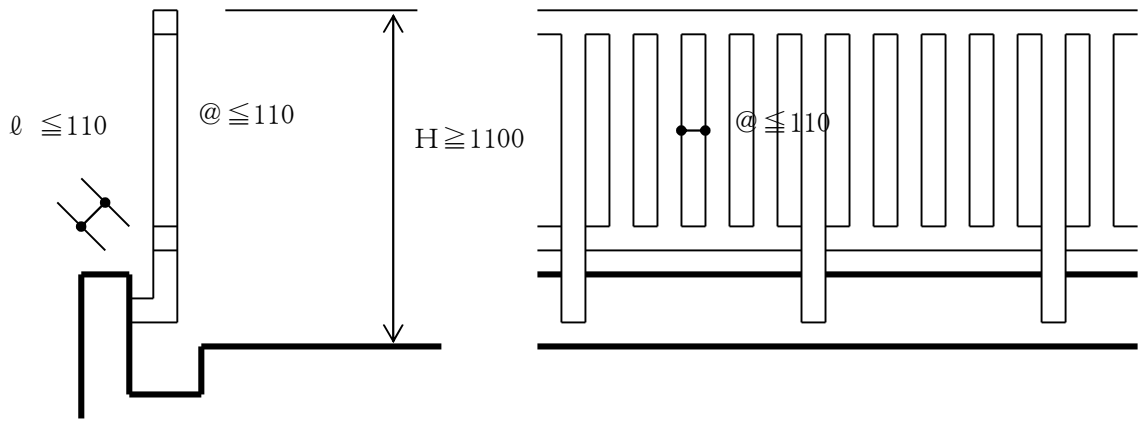
1 ベランダ等の手すり

@ : 縦さん手すり子の内法間隔

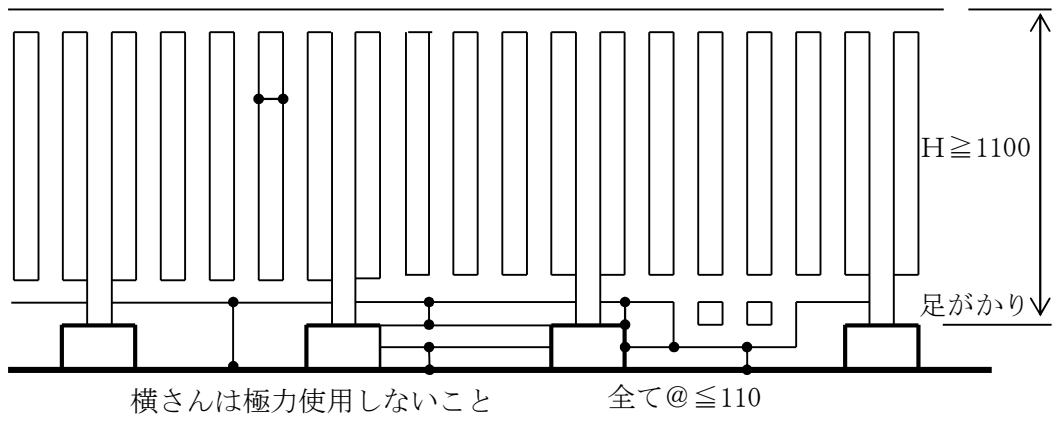
ℓ : 内法幅



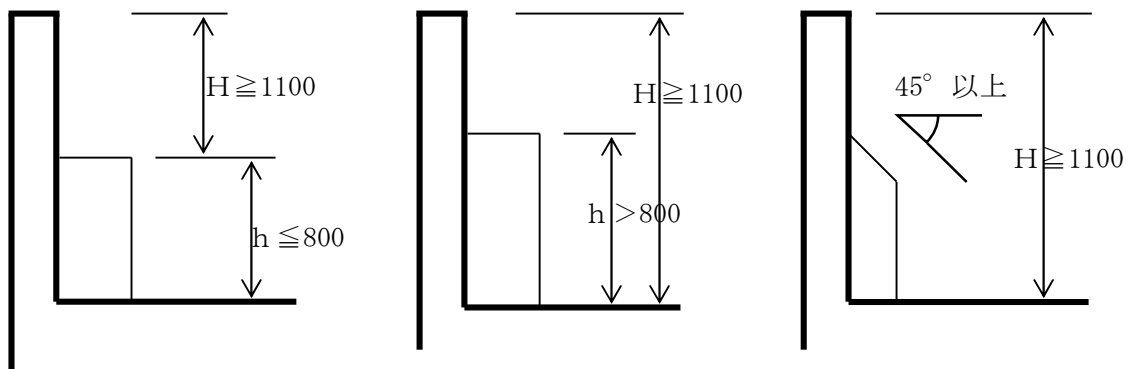
④



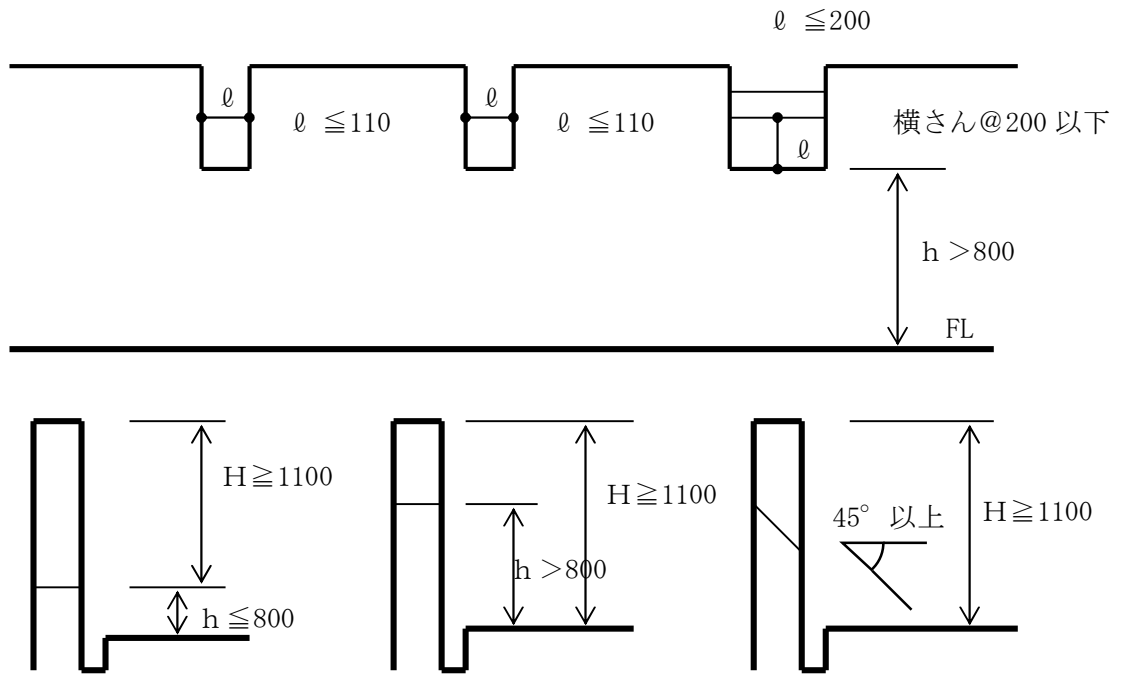
2 屋上手すり



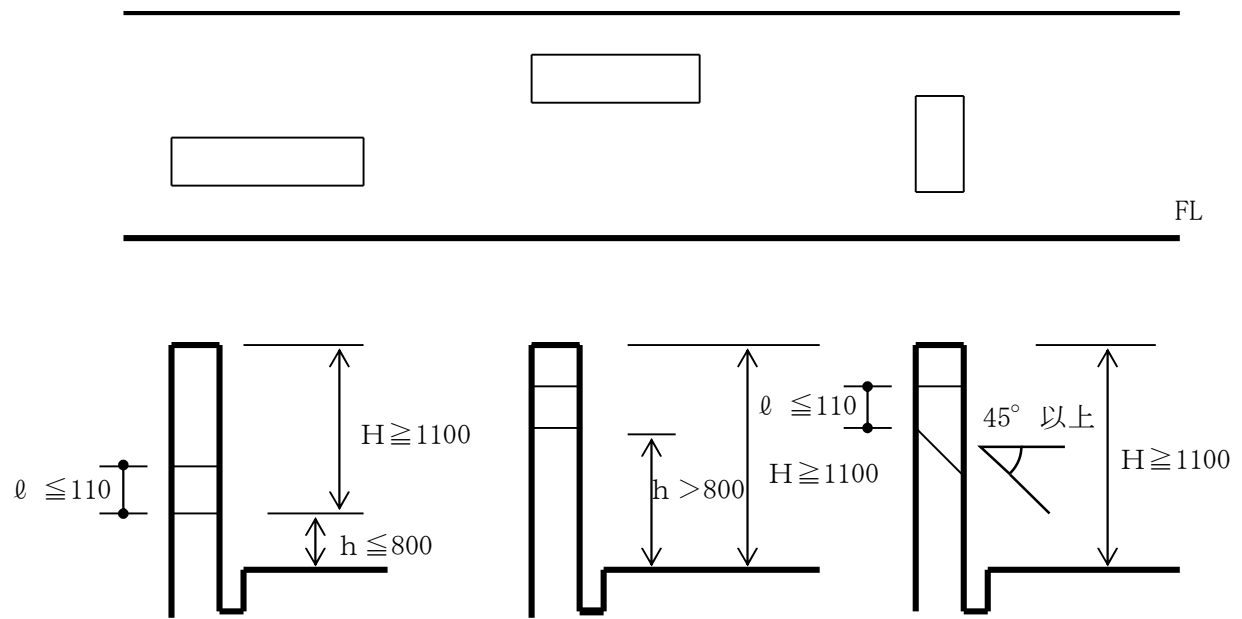
3 屋上パラペット



4 スリット



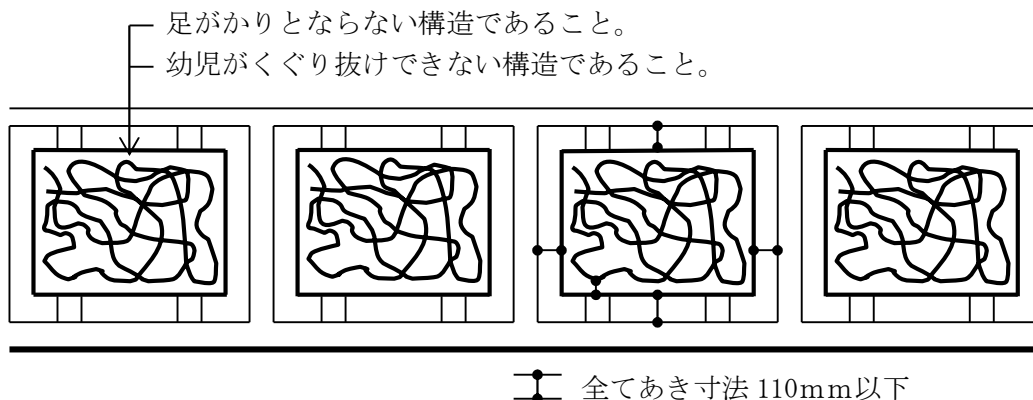
5 開口



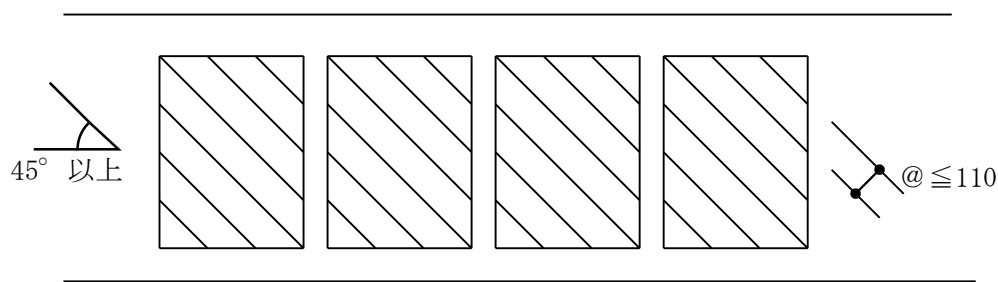
6 手すり板の意匠による「足がかり」の検討

① 花柄、唐草等の模様

「足がかり」となるかどうかは、各計画毎に判断します。
また、幼児がくぐり抜けできない構造かどうか留意してください。



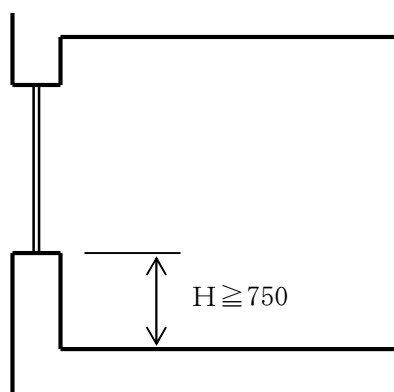
② 斜め格子柄



水平面より 45° 以上の角度をもち、かつ、足のかからないものは、「足がかり」としません。

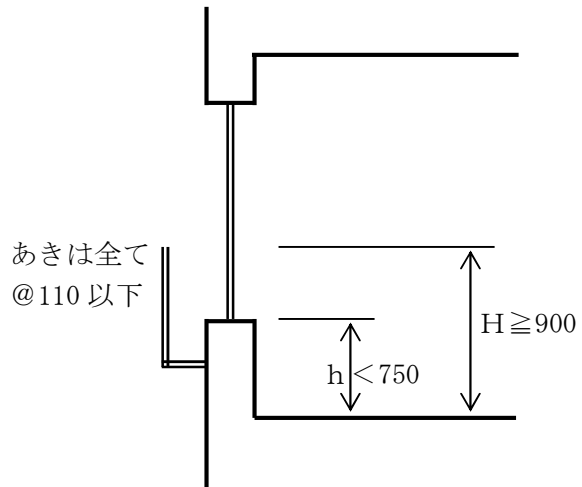
7 窓の腰高（はめ殺し窓の場合を除く）

① 一般の場合

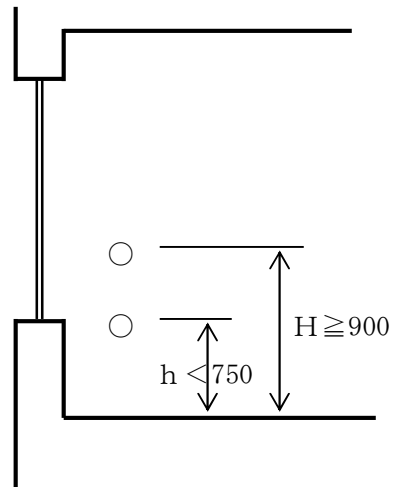


② 腰高が低い場合

a. 中連窓タイプ
＜外手すり＞

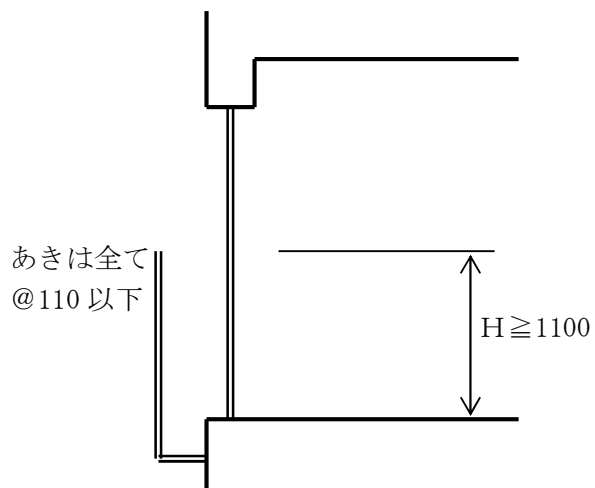


＜内手すり＞

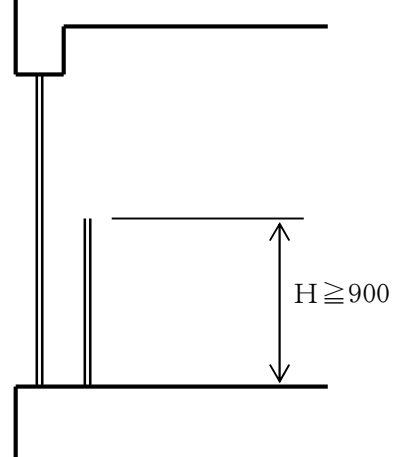


b. はき出し窓タイプ

＜外手すり＞



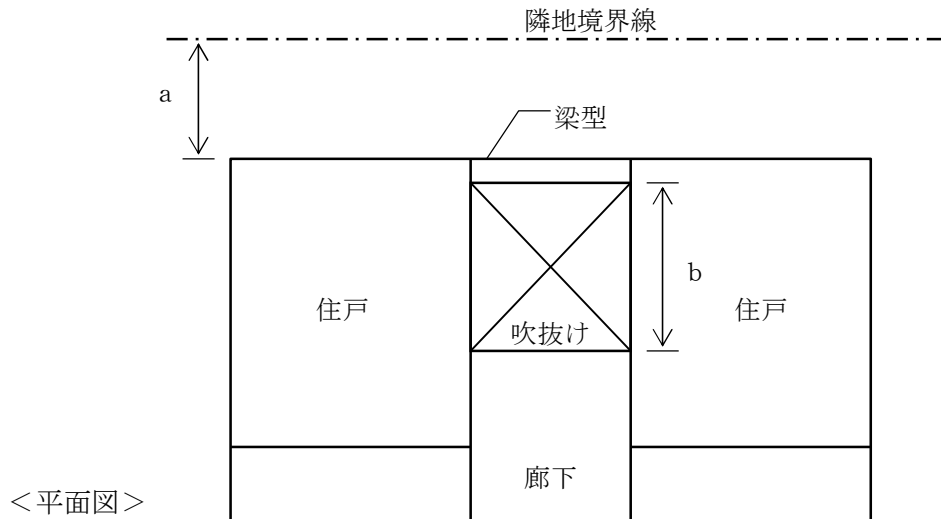
＜内手すり＞



15 廊下の排煙の取扱い

法第 35 条
令第 126 条の 2
H14. 4. 1 (制定)

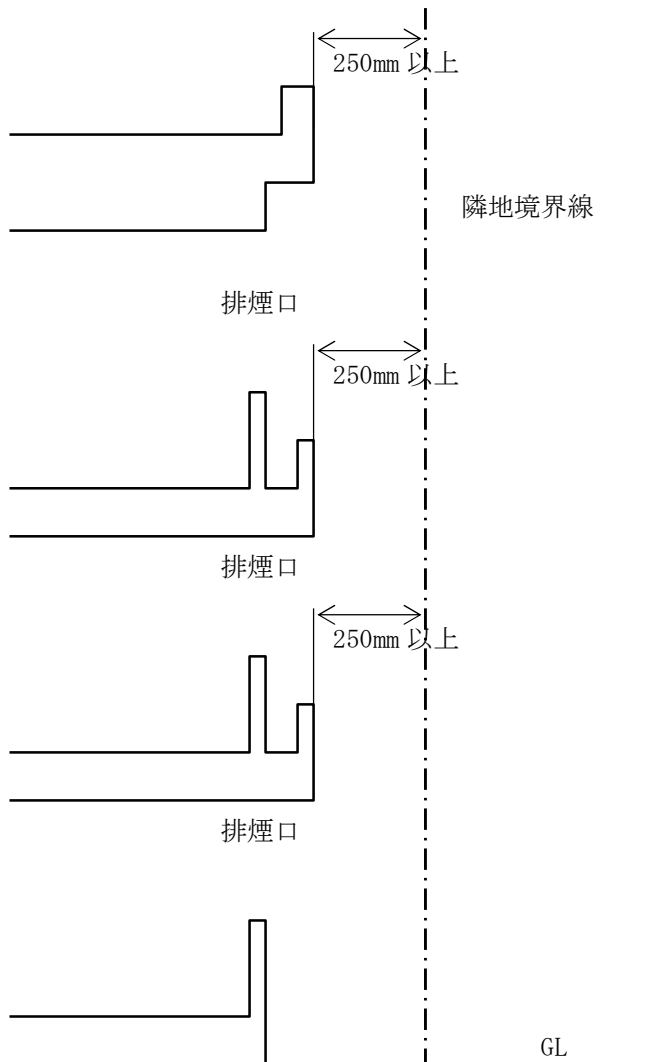
廊下の排煙を、自然排煙とする場合、a 又は b の有効巾が 250mm 以上あれば排煙上有効な空間とします。ただし、吹抜け面積は、廊下面積の 1/25 以上必要です。



16 排煙口と隣地境界線の有効距離の取扱い

法第 35 条
令第 126 条の 2
H14. 4. 1 (制定)

有効距離 250mm 以上のものを有効とします。



(注記)

排煙口の上部に庇等の突出部がある場合は、その先端部から隣地境界線までの水平距離を有効距離とします。

17 工場の排煙設備の取扱い

法第 35 条
令第 126 条の 2
H14. 4. 1 (制定)

貸し工場の排煙設備は、免除しません。

排煙設備が免除されるのは、政令で「機械製作工場、不燃性の物品を保管する倉庫その他これらに類する用途に供する建築物で主要構造部が不燃材料で造られたものその他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない構造のもの」と規定されています。

貸し工場は、建築後の工場の作業内容が未定であり、火災の発生のおそれが少ない構造の建築物と認められないためです。

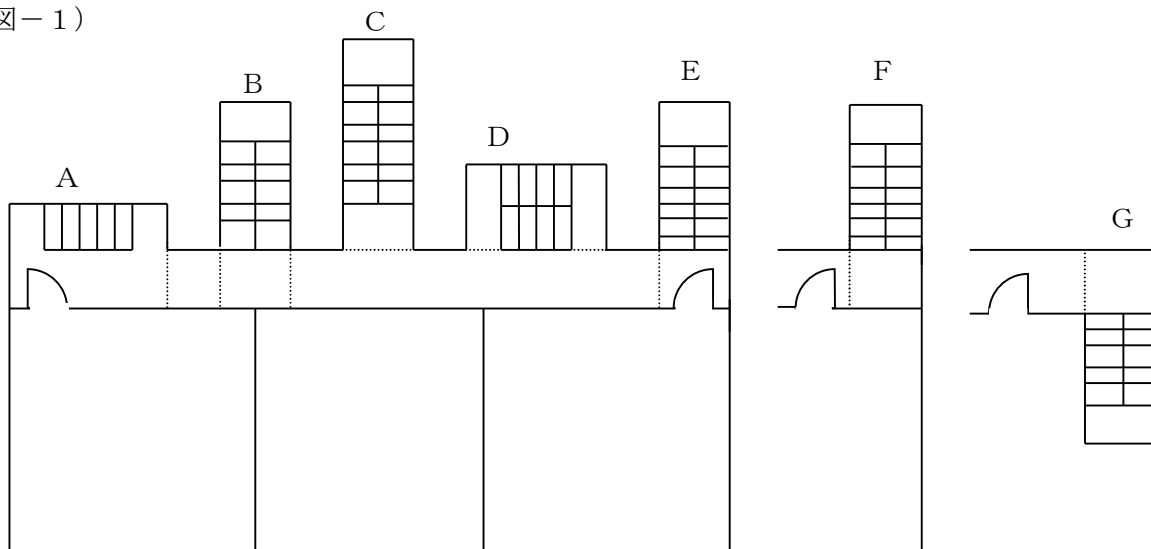
18 廊下と階段の関係についての取扱い

法第 35 条

H14.4.1 (制定)

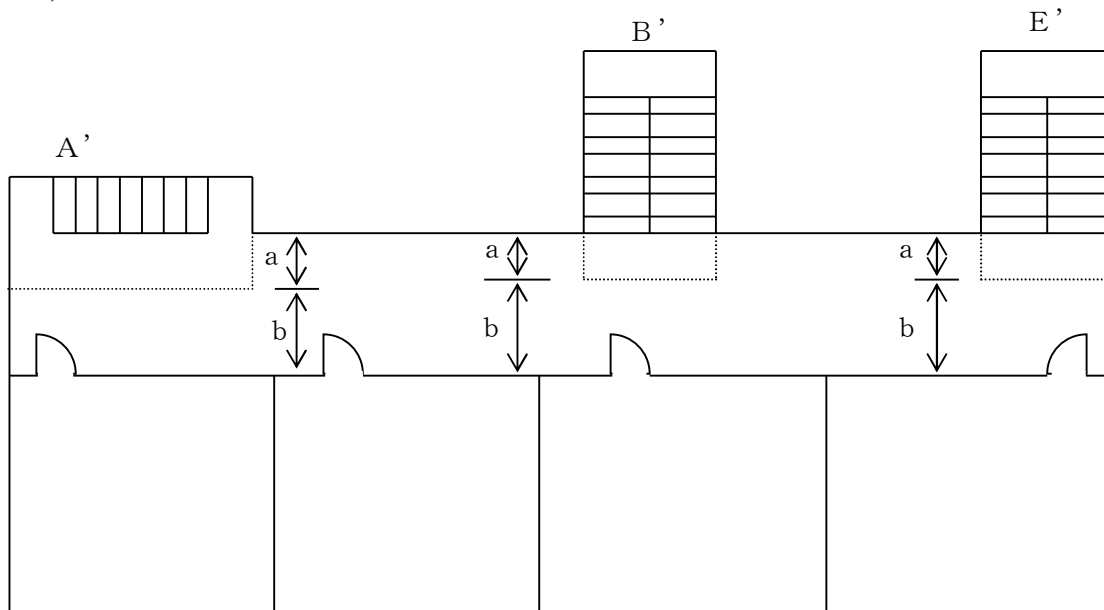
令第 119 条により廊下の幅を規定され、令第 121 条により 2 以上の直通階段を設けなければならない建築物で、(図-1) の A, B, E のように階段の踊り場と廊下が重複する計画はできません。ただし、(図-2) の A', B', E' のように、階段の踊り場と廊下が重複していても、a (階段踊り場の幅) を満足し、かつ b (廊下の幅) を満足しているものはこの限りではありません。

(図-1)



- A (不可)・・・踊り場と廊下が重複している。 E (不可)・・・踊り場と廊下が重複している。
 B (不可)・・・踊り場と廊下が重複している。 F (可)
 C (可)
 D (可)

(図-2)



- A' (可) a (階段踊り場) の幅員を満足し、かつ、b も廊下の幅員を満足している。
 B' (可) 同 上
 E' (可) 同 上

19 光庭の取扱い

法第 28 条、法第 36 条
令第 20 条第 2 項

H14. 4. 1 (制定) R1. 12. 1 (修正) R3. 4. 1 (修正)

1 光庭の定義

換気又は採光等のため設けた吹き抜け部分のうち、屋根がなく四周を壁若しくはこれに類するもので囲まれたものをいいます。

2 適用建築物

令第 112 条第 11 項の適用を受ける建築物とします。

3 開口部の規制等

光庭に面して設けられた開口部については、光庭の短辺方向の長さ L によって、各階ごとに下表のとおりとします。ただし、下階の当該長さより上階の当該長さが短い場合には、その最も短い長さとしてとします。

光庭の短辺の長さ L (m)	開口部の構造	開閉機構	換気扇等 ダクト	備考
$L \leq 2$	法第 2 条第 9 号の二口に規定する防火設備	Fix 常閉 煙感連動	S F D 付	竪穴区画適用
$2 < L \leq 5$	法第 2 条第 9 号の二口に規定する防火設備	— (引違いで可)	F D 付	機械排煙の排煙口設置不可
$5 < L$	—	—	—	屋外とみなす

4 採光

光庭に面する居室の窓その他の開口部（以下「開口部」という。）で採光に有効な部分の面積算定にあたって、令第 20 条第 2 項に規定する水平距離は、次の各号によります。

(1) 光庭 A に対面して開放廊下がある場合（図-1）

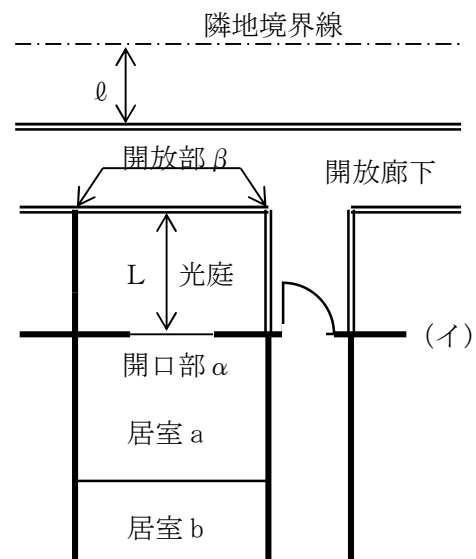
原則として、開口部 α に対面する光庭 A の水平距離（L）とします。

ただし、当該光庭 A と居室 a を一室とみなして、以下の式を満足する場合は、隣地境界線から開放廊下までの水平距離（ ℓ ）とすることができます。

(イ) 通における採光上有効となる開放部 β の面積	\geq	(光庭 A の面積 + 居室 a の床面積) \times 令第 19 条第 3 項に規定する割合
----------------------------------	--------	---

かつ、

採光上有効となる開放部 α の面積	\geq	居室 a の床面積 \times 令第 19 条第 3 項に規定する割合
--------------------------	--------	--

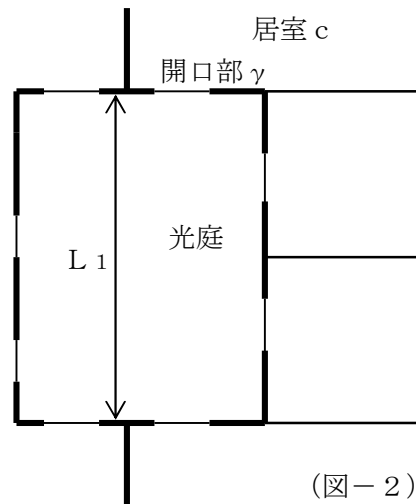


(図-1)

(注) 居室 b については、(1)において「居室 a の床面積」とあるのは「居室 a の床面積と居室 b の床面積の合計」と読み替えて前 2 式を準用します。

(2) 光庭に対面して開放廊下以外で当該建築物の他の部分がある場合（図－2）

開口部 γ から対面する建築物の部分までの水平距離（ L_1 ）とします。



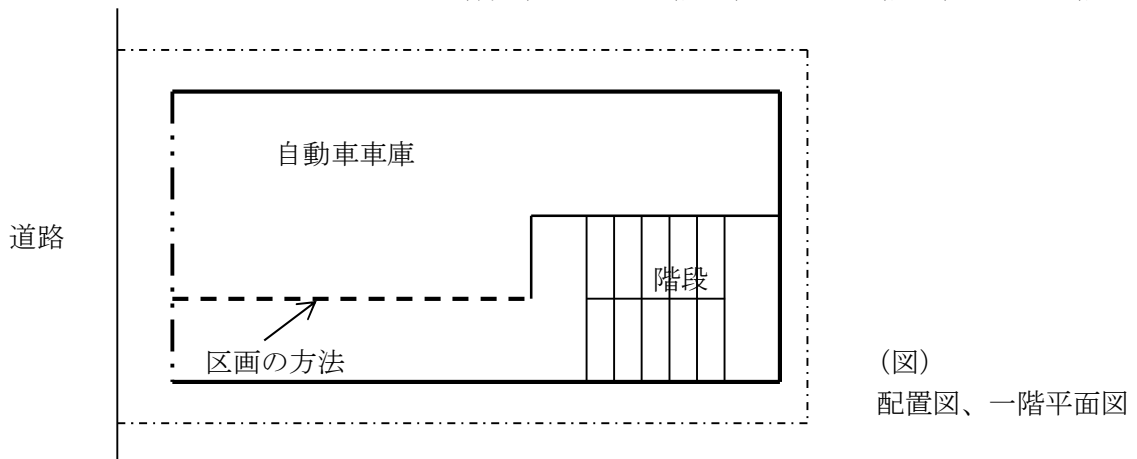
(図－2)

20 異種用途区画の取扱い

法第 36 条

令第 112 条第 18 項

H14. 4. 1（制定） H20. 7. 1（修正） R1. 12. 1（修正） R3. 4. 1（修正）



(図)
配置図、一階平面図

上図の破線部分の区画については、下表のとおりとします。

	上階が法第 27 条に該当する場合 (令第 112 条第 18 項)	その他の場合
自動車車庫が 50 m ² 以下	A	A
自動車車庫が 50 m ² を超え 150 m ² 未満	B※	A
自動車車庫が 150 m ² 以上	B	B

※ 上階が令和 2 年国土交通省告示第 250 号第 1 各号に掲げる用途に該当し、同告示第 1 及び第 2 に適合する場合は「A」

凡例 A ライン引き、ガッター等で通路を明確にする。

B 1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画する。

(注 1) 自動車車庫及び自転車駐車場の取扱いについて

① 自動車車庫と自転車駐車場を併設した場合には、同種の用途とみなして上表を適用します。

② 自動車車庫と自転車駐車場をガッター、間仕切壁等により車両が進入できないように分離して設けた場合には、自動車車庫の用途に供する部分について上表を適用します。

(注 2) 1 階の主要構造部及び 2 階床の構造については、県条例第 10 条の規定に注意が必要です。

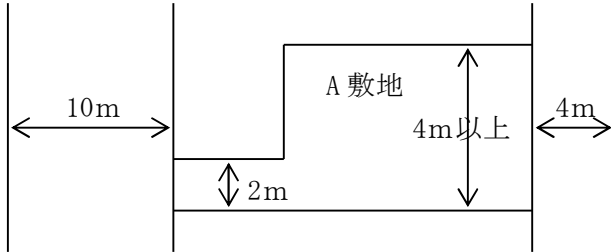
21 法第 52 条及び法第 56 条における前面道路と県条例第 13 条の接道義務の取扱い

法第 43 条、法第 52 条、法第 56 条

H14. 4. 1 (制定)

法第 52 条及び法第 56 条における前面道路とは、敷地が 2m 以上接している道路をいい、県条例第 13 条における 4m 以上接していなければならない道路とは切り離して考えるものとします。

(例)



A 敷地における法第 52 条及び法第 56 条における前面道路は幅員 10m の道路であり、県条例第 13 条の接道義務による前面道路は、幅員 4m の道路です。

22 第一種低層住居専用地域内での灯油販売の取扱い

法第 48 条

H14. 4. 1 (制定)

対象を一般家庭に限って灯油の販売を行う店舗は、令第 130 条の 3 第二号に規定する日用品の販売を主たる目的とする店舗とします。

なお、この場合に貯蔵できる灯油の量は、令第 130 条の 5 第五号により、準住居地域内において貯蔵できる数量以下です。

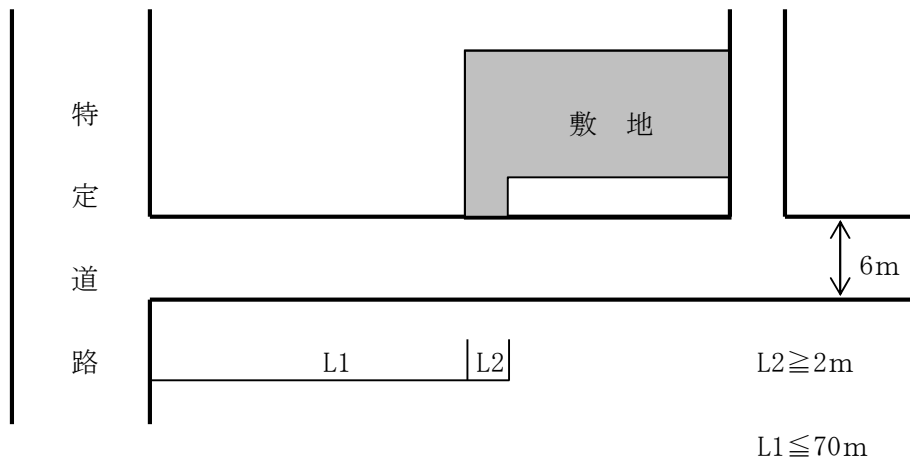
23 道路幅員による容積率制限の合理化における接道長の取扱い

法第 52 条第 9 項

H14. 4. 1 (制定) H20. 7. 1 (修正)

法第 52 条第 9 項の特定道路からの距離による容積率制限の合理化を行う際の前面道路とは、敷地が 2m 以上接している道路です。

(例)



24 位置指定道路の転回広場における道路斜線制限及び容積率制限の取扱い

法第 52 条、法第 56 条

H14. 4. 1 (制定)

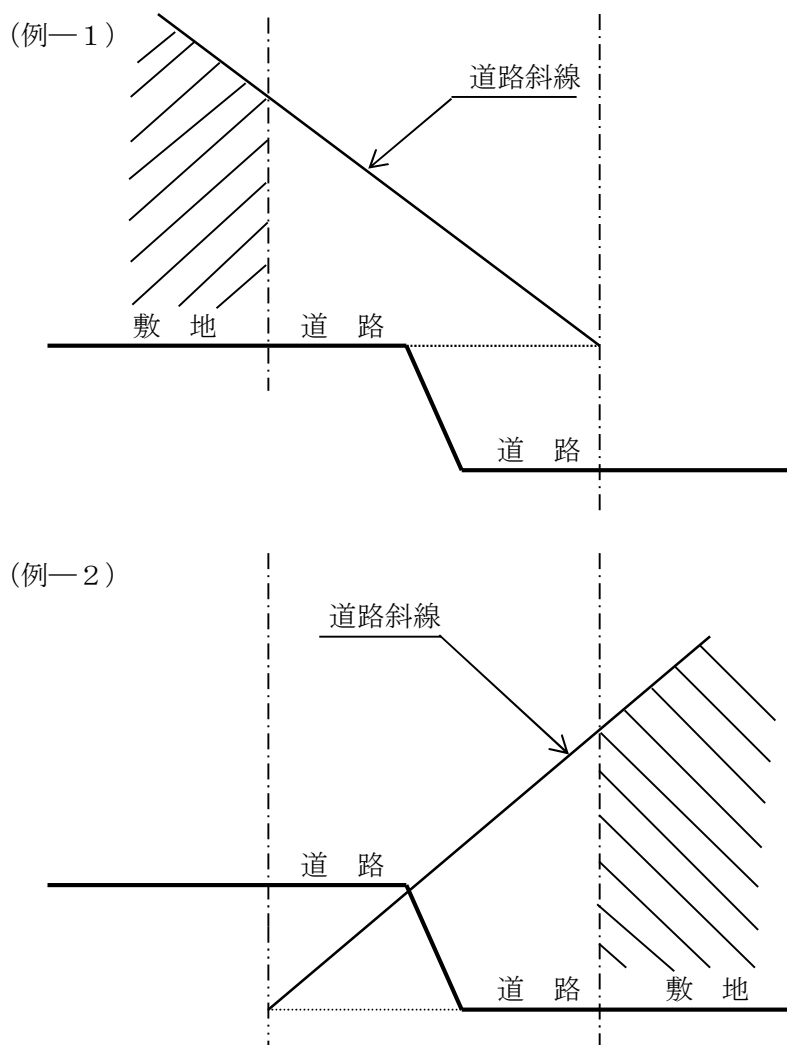
- 1 道路斜線制限は、道路に対する建築物の圧迫感を考慮したものであることから、道路斜線制限における道路の幅員は、転回広場部分を含めたものとします。
- 2 容積率制限は、交通処理が円滑に行えるよう道路幅員に応じて制限されるものであり、転回広場部分の長さは 15 メートル程度と短く「相当区間」連たんしていると認められないことから、容積率制限における道路幅員は、転回広場部分を含めないものとします。

25 2 段道路の道路斜線制限の取扱い

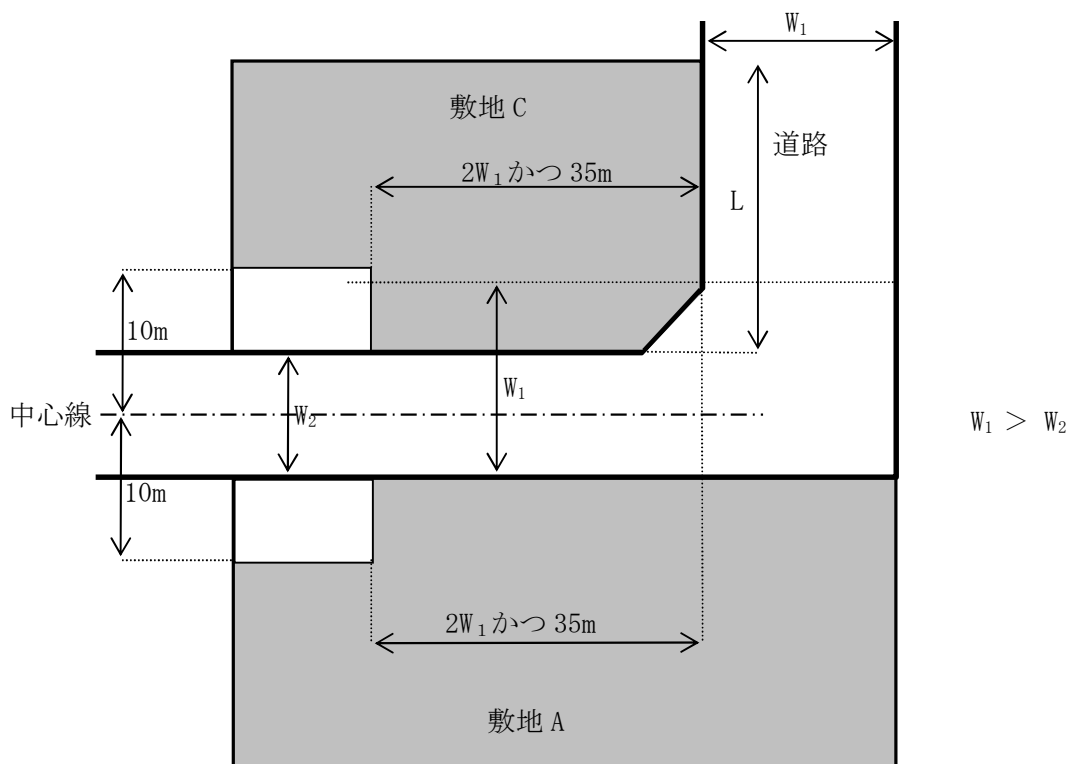
法第 56 条


H14. 4. 1 (制定)

2 段道路の道路斜線制限は、次のとおりとします。

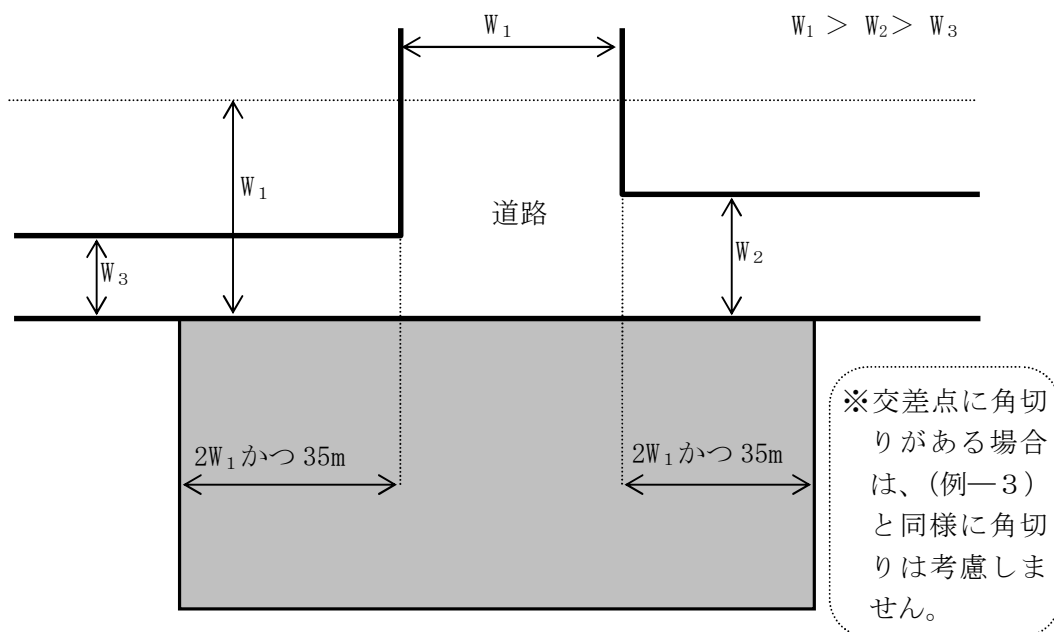



(例一3) 角切りのある曲り角に接する場合 ($L \geq 2m$)



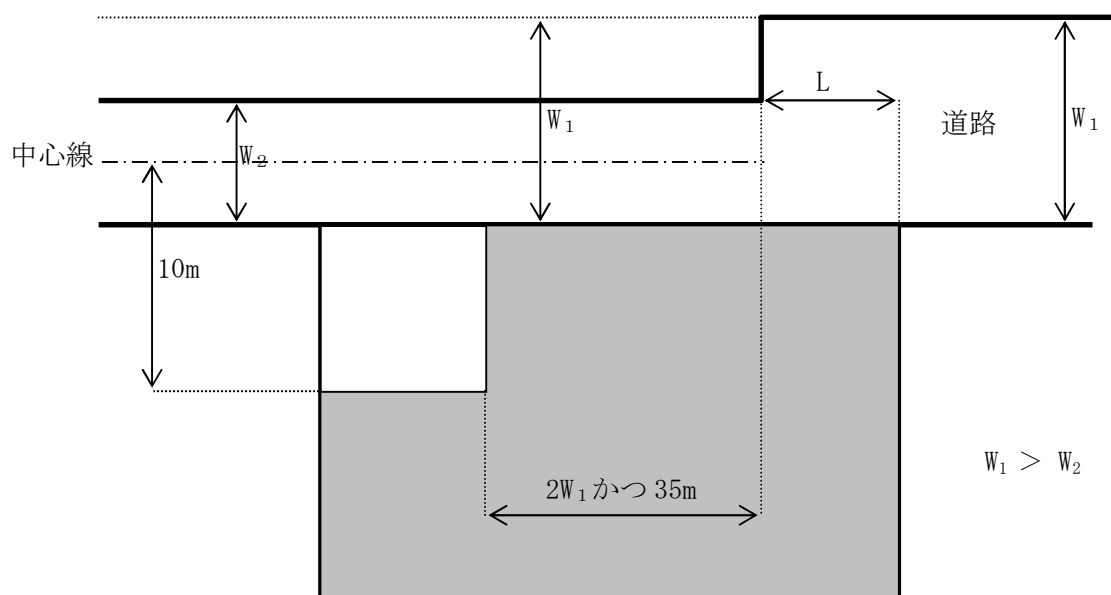
( 部分の前面道路の幅員は W_1)


(例一4) 交差点に接する場合



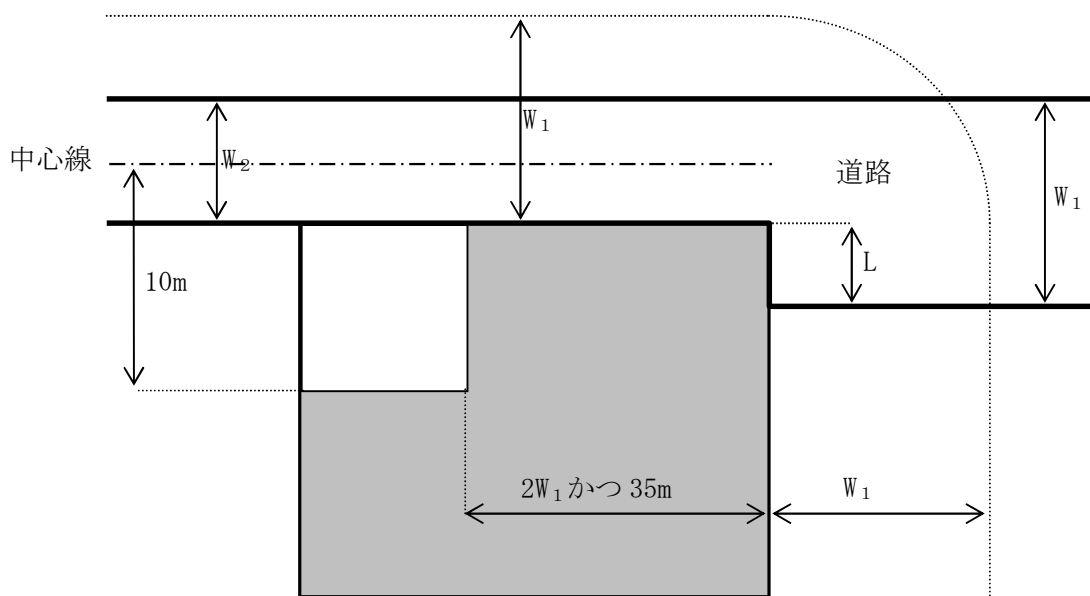
( 部分の前面道路の幅員は W_1)


(例一五-1) 幅員の異なる1本の道路に接する場合① ($L \geq 2m$)



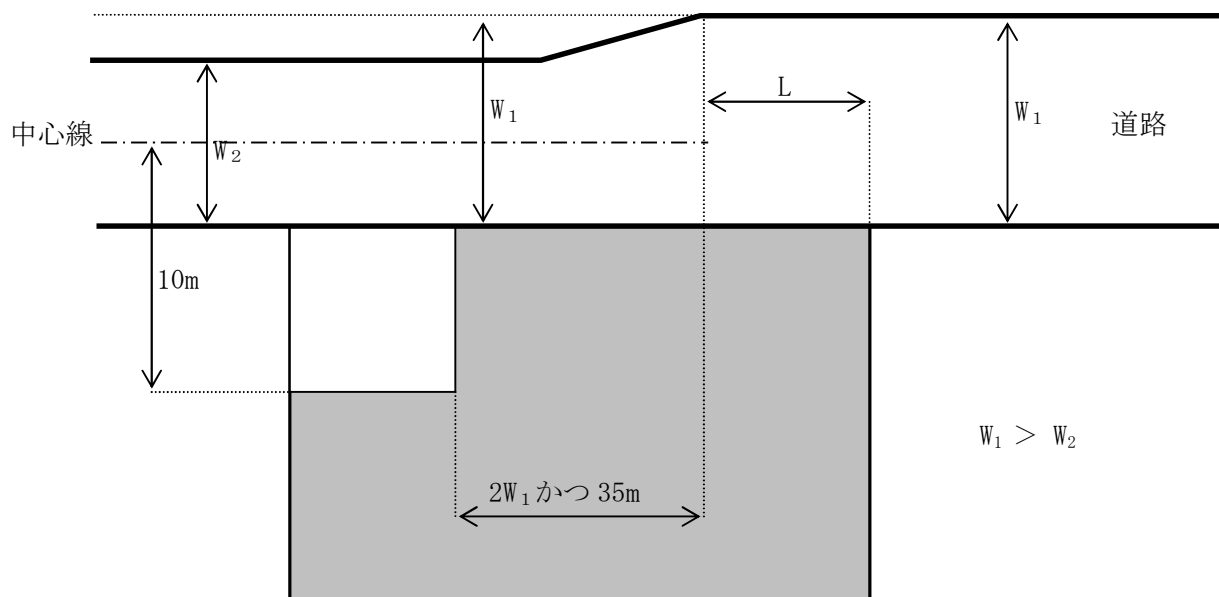
( 部分の前面道路の幅員は W_1)

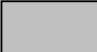
(例一五-2) 幅員の異なる1本の道路に接する場合② ($L \geq 2m$)



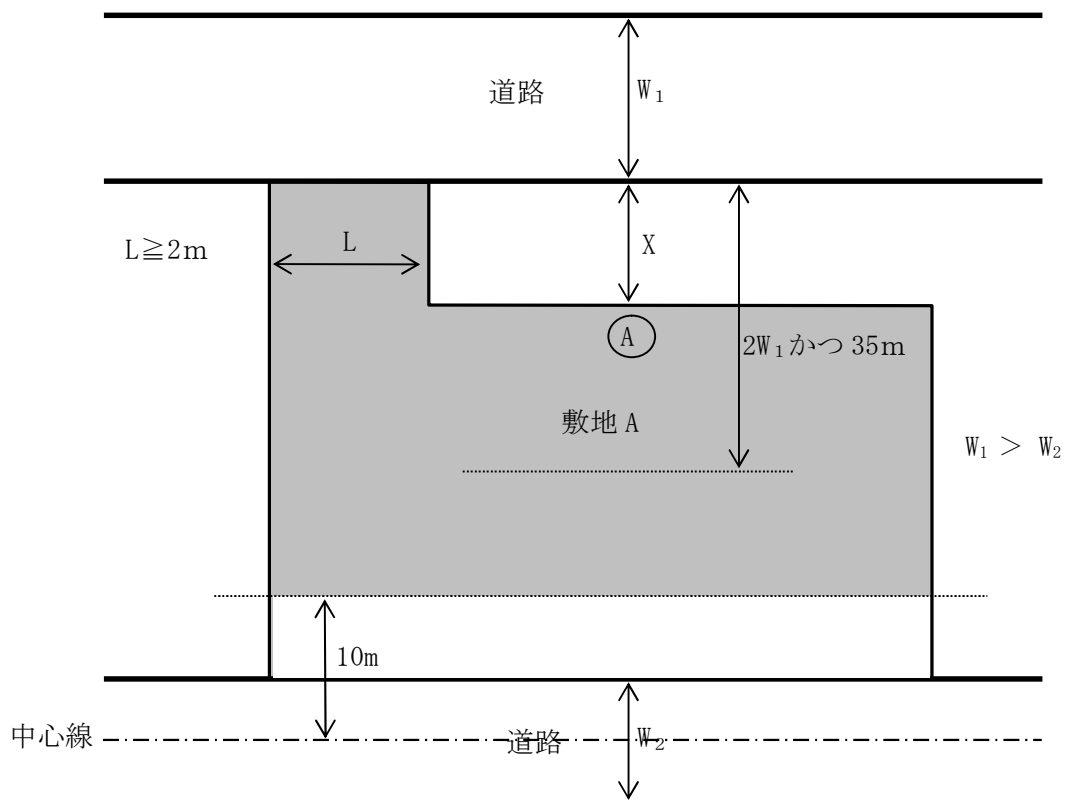
( 部分の前面道路の幅員は W_1)


(例一五-3) 幅員の異なる1本の道路に接する場合③ ($L \geq 2m$)



( 部分の前面道路の幅員は W_1)

(例－6) 道路と敷地間に他の（建築物の）敷地がある場合



( 敷地の前面道路の幅員は W_1)

例) 第一種住居地域の場合

Ⓐ 地点での高さの算定

- ① $1.25 \times (W_1 + X)$
 - ② $20 + 1.25 \times 0 = 20$
- のうち不利な方となります。

27 道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の道路斜線制限の後退距離の取扱い

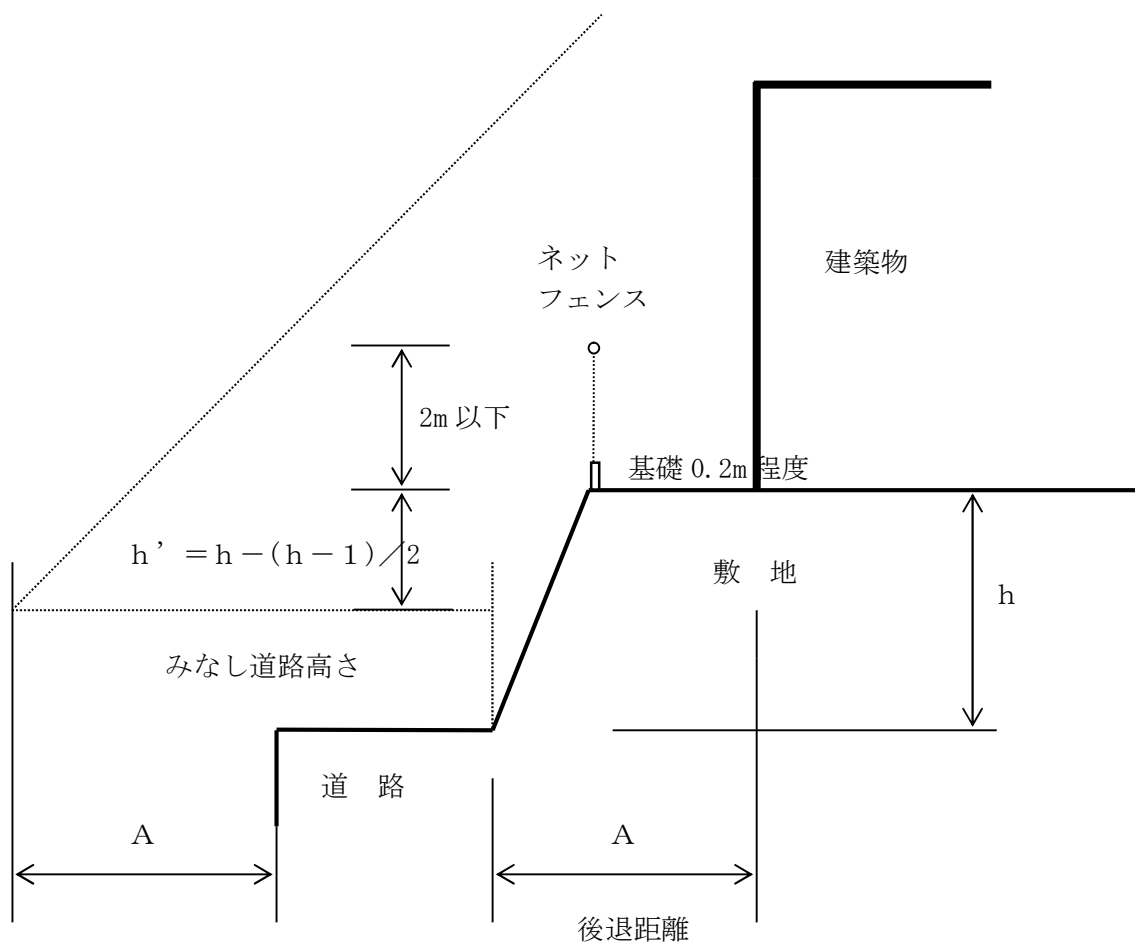
法第 56 条第 1 項、令第 130 条の 12 第 3 号

H14. 4. 1 (制定)

道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合で、擁壁天端に落下防止用フェンスを設置する敷地における道路斜線制限は、網目が大きく見通しがきく（開放性がある）ネットフェンスであれば、下記の条件の範囲内で、垣又は柵の類として後退距離緩和を適用します。

記

- 1 網目が大きく、反対側が十分に見通せるものであること。
- 2 ネットフェンスの高さは 2m 以下であること。
- 3 ネットフェンスの基礎の高さは 0.2m 程度（ブロック 1 段程度）であること。



28 建築物からはね出した看板の取扱い

法第 64 条、法第 88 条、令第 138 条第 1 項第 3 号
H14. 4. 1 (制定) R1. 12. 1 (修正)

- ① 下図のように建築物からはね出している看板（通称）は、法第 64 条では看板とし、令第 138 条第 1 項第 3 号では、広告板とします。
- ② 高さは、図の h とします。
(図では、 h が 4m を超えていないことから、令第 138 条第 1 項第 3 号でいう工作物には該当せず確認申請の必要はありません。)
- ③ このはね出し看板が、防火地域内に設置される場合には、 h が 3m を超えることから、法第 64 条の対象になります。
(なお、法第 64 条でいう主要な部分は、看板の骨組部分とします。)

<図>

